

防衛大学校の武器等の保管及び取扱いに関する達を次のように定める。

平成4年8月31日

防衛大学校長 夏目晴雄

防衛大学校の武器等の保管及び取扱いに関する達

改正 平成8年6月11日防衛大学校達第7号	平成12年4月1日防衛大学校達第4号
平成19年3月30日防衛大学校達第8号	平成19年8月29日防衛大学校達第12号
平成21年3月31日防衛大学校達第5号	平成21年3月31日防衛大学校達第6号
平成22年10月15日防衛大学校達第12号	平成25年3月25日防衛大学校達第2号
平成30年3月14日防衛大学校達第1号	令和2年10月21日防衛大学校達第12号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 武器等の取扱い（第3条―第8条）
- 第3章 保管（第9条―第10条）
- 第4章 整備（第11条―第16条）
- 第5章 検査（第17条・第18条）
- 第6章 諸記録（第19条）
- 附則

第1章 総則

（目的及び適用範囲）

第1条 この達は、防衛大学校の火器及び化学関係の装備訓練用品並びに附属品（以下「武器等」という。）の保管及び取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 武器等の保管及び取扱いについては、防衛大学校の物品管理に関する達（平成21年防衛大学校達第5号）に定めるもののほか、この達によるものとする。

（保管及び取扱いの通則）

第2条 武器等の保管及び取扱いにかかわる者は、機能の低下及び火災盗難の予防に万全を期するとともに細心の注意をもって危害予防に努めなければならない。

第2章 武器等の取扱い

(武器庫の開閉)

第3条 訓練課の管理する管理官倉庫（以下「訓練課武器庫」という。）の開閉は、武器係長又は訓練課長が指名する職員が行うものとする。ただし、訓練部長が別に指名した職員は開閉することができるものとする。

2 各大隊の管理する武器庫（以下「大隊武器庫」という。）の開放については、勤務時間中は首席指導教官が大隊武器庫ごと定める武器係幹部正・副（以下「武器係幹部」という。）又はその指名する職員が行い、勤務時間終了後は大隊当直又はその指名する職員が行うものとする。ただし、大隊武器庫を開放した後は、監視カメラ等により、武器係幹部又は大隊当直が確認し得る状況下に限り、首席指導教官から指定された学生をもって開放を継続することができるものとする。

3 大隊武器庫の閉鎖については、武器係幹部・大隊当直又はその指名する職員が実施し格納状況を確認するものとする。

4 学群が管理する武器保管庫及び訓練時の訓練隊長が管理する武器保管庫の開閉については、担当教官又は訓練隊長が指名する職員が行うものとする。

(訓練課武器庫及び大隊武器庫の鍵の取扱い)

第4条 武器等の施錠の措置及び訓練課武器庫又は大隊武器庫の開閉のために常用する鍵（以下「常用鍵」という。）は別に定める複数の鍵の管理者が常時携行しなければならない。ただし管理する鍵が多数の場合は、常用鍵を金庫又は鍵のかかる保管箱（以下「金庫等」という。）に保管しその金庫等の鍵を携行するものとする。

2 予備鍵は、常用鍵を保管する金庫とは別の金庫に保管する。

3 鍵の授受に関しては、鍵授受簿（別紙様式第1）により行うものとする。

(武器等の搬出搬入)

第5条 武器等の搬出搬入は、常用鍵の管理者又はその指名する職員を含む2名以上の者が行うこととする。

(武器庫の点検)

第6条 常用鍵の管理者又はその指名する職員は、管理する武器等の保管状況を毎日点検しなければならない。

2 訓練課武器庫の点検において土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始及び夏季における休暇期間で訓練部長が別に示す期間は学生隊当直をして点検させることができる。

3 大隊武器庫の勤務時間終了後の点検は、大隊当直が行うものとする。

4 第1項から第3項の点検の際、武器庫点検表（別紙様式第2）に記録するものとする。

(教育)

第7条 訓練部長は、武器等の取扱いに関係する職員及び学生に対し、年1回以上武器等の取扱いの教育を実施しなければならない。

(武器等の貸出し)

第8条 訓練課武器庫から武器等の貸出しを受けるときは、使用責任者を明確にし、武器等貸出請求票（別紙様式第4）を使用日の前日までに武器係長に提出するものとする。

2 武器係長は、貸出請求票により貸出しを行い、その授受に際しては武器係長又はその指名する係員と使用責任者又はその指名する職員が、その員数及び異常の有無を相互に確認するものとする。

第3章 保管

(小火器の保管)

第9条 小火器（銃剣を含む。）は、通常、訓練課武器庫、大隊武器庫又は武器保管庫に施錠した上で、訓練時は訓練隊長の指定する場所に保管しなければならない。

2 訓練課武器庫、大隊武器庫又は武器保管庫には、それぞれが管理する武器等を格納するものとする。

3 訓練課武器庫及び大隊武器庫は、警報装置又は監視装置を備えなければならない。

4 学群が管理している武器等は、訓練課武器庫に保管を依頼することができる。

5 訓練課武器庫及び大隊武器庫には、学校内に居住する職員及び学生が所有する銃等を保管することができる。この場合において、銃等の取扱については、この達の規定を準用し適正な保管に努めなければならない。

(武器庫内の表示)

第10条 武器庫内には、次の各号に掲げるものを掲示するものとする。

(1) 保管する武器等の保管現況表（別紙様式第3）

(2) 非常の際における持出区分

第4章 整備

(整備の方針)

第11条 整備の方針は、予防整備を確実に実施することを第一義とし、発生した要整備品は優先順位を考慮し、迅速かつ経済的に整備するとともに整備段階区分を厳守するものとする。

(予防整備)

第 12 条 予防整備は、各責任者（物品供用官又は武器係幹部）が物品を正しく保管及び使用し、あらかじめ計画するところに従い、定期的に整備を実施するものとする。

(整備の類別及び段階区分)

第 13 条 武器等の整備は、校内整備と委託整備とに類別する。

2 校内整備は、第 1 段階整備と第 2 段階整備とし、各段階区分における整備作業の技術的基準は武器等整備段階区分表（別表第 1）によるものとする。ただし、学群の保有する武器等の整備については、適用しない。

3 委託整備は、校内整備以外の整備で更に高度のものをいう。

(第 1 段階整備)

第 14 条 第 1 段階整備は、使用者が前条第 2 項に示す基準に従い、附属工具等を使用して点検、手入れ、締付、清掃、給油及び調整等を行うものとする。

2 使用者は、その使用の前後に必ず点検、手入れを行うものとし、かつ、前記のほか、1 か月に 1 回を基準として点検及び手入れを行うものとする。また、長期休暇に際しては、その前後に武器係幹部の指示する手入れを行うものとする。

3 使用者は、武器等に故障又は欠陥を発見したときは、速やかに担当する次席指導教官又は指導教官に、訓練中は訓練を担当する教官に報告し、その指示を受けるものとする。

(第 2 段階整備及び委託整備)

第 15 条 訓練課武器係長は、第 2 段階整備を第 13 条第 2 項に示す基準により整備し、委託整備は部外に委託して行うものとする。

(整備の手続き)

第 16 条 整備の手続きは次の各項による。

1 整備を要求する者（以下「整備要求者」という。）は作業要求書（別紙様式第 5）2 部を作成し、履歴簿（別紙様式第 6）を添え要整備品とともに訓練課武器係に提出するものとする。

2 訓練課武器係長は、要整備品の受領と同時に作業要求書の第 1 票を受領の証とし整備要求者に返却するとともに、第 2 票及び履歴簿に、整備のため使用した部品等に関する記録及び整備の状況を記録するものとする。

3 整備が完了した場合又は交換品を供用する場合は、訓練課武器係長は、完成品又は交換品とともに作業要求書の第 2 票及び履歴簿を整備要求者に交付し、受領の証として第 1 票の返却を受ける。この際に第 2 票から所要の事項を第 1 票に転記するものとする。

4 作業要求書第 1 票は訓練課武器係長が、第 2 票は整備要求者において整備に関する記録として整理保管するものとする。

第5章 検査

(校内検査)

第17条 武器等の校内検査は、別表第2により行うものとし、主として次の各号に掲げる検査を実施するものとする。

- (1) 武器等の機能
- (2) 使用の状況
- (3) 整備の状況
- (4) 武器庫等の管理状況
- (5) 書類の整理状況

(技術検査)

第18条 技術検査は、武器等の使用可能度を判定し、将来の整備・補給等の所要量を見積もることを目的とする。

- 2 訓練課武器係長は、年1回技術検査を実施するものとする。ただし、陸上自衛隊からの一時管理換を受けている武器等は、管理換元の計画によるものとする。

第6章 諸記録

(履歴記録)

第19条 履歴記録の名称、適用範囲、保管及び記録責任の区分は、別表第3に示すところによる。

附 則

- 1 この達は、平成4年9月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間訂正して使用することができる。
- 3 武器等の保管及び取扱いに関する達（昭和44年防衛大学校達第6号）は廃止する。

附 則（平成8年6月11日防衛大学校達第7号）

この達は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日防衛大学校達第4号）抄

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日防衛大学校達第8号）

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月29日防衛大学校達第12号）

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第5号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日防衛大学校達第 6 号）

この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 15 日防衛大学校達第 12 号）抄

1 この達は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日防衛大学校達第 2 号）

この達は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 14 日防衛大学校達第 1 号）

この達は、平成 30 年 3 月 14 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 21 日防衛大学校達第 12 号）

この達は、令和 2 年 10 月 30 日から施行する。

別表第1 (第14条関係)

武器等整備段階区分表

段階区分 品名	第1段階整備		第2段階整備
小銃 M 1	下記の制限に基づく分解の範囲内で行い得る点検、手入れ、締付、給油、調整		下記部品の交換作業及び所要の調整
	分解上の制限	分解を許可する部位 1 3 主要部 2 銃身及び尾筒部 3 遊底部 4 引金室部 5 挿弾子部 ※6 ガス筒部 ※7 照門部	制限事項 1 左に掲げる部位中※印の分解は指導教官又は訓練教官の監督下のみ行うことができる。 2 次の分解は禁止する。 (1) 押上板からスライドを取りはずす。 (2) 槓桿止から山型てこを取りはずす。 (3) 照星部 (4) 引金部から逆鉤を取りはずす。
銃 剣	分解することなく行う点検、手入れ、給油		

段階区分 品名	第 1 段 階 整 備		第 2 段 階 整 備
64 式 7.62 mm 小 銃	下記の制限に基づく分解の範囲内で行い得る点検、手入れ、締付、給油、調整		下記部品の交換作業及び所要の調整
	分 解 上 の 制 限	分解を許可する部位	制 限 事 項
1 3 主要部 2 銃主部 引金部及び銃身部 3 尾筒覆 4 復座ばね部 5 スライド 6 遊底部 7 撃 鉄 8 上・下被筒 9 ピストン部 10 規整子 11 消炎制退器 12 二脚部 13 前部弾倉止 14 逆 鉤 15 切換金 16 碍子連結環 17 弾 倉		特別分解統合で部隊整備員等が第2段階整備に必要な範囲で行う。 1 銃主部 2 ピストン部 3 ガス筒部 4 緩衝器部 5 引金室部 6 銃尾部	
銃 剣	分解することなく行う点検、手入れ、給油		

段階区分 品名	第 1 段 階 整 備	第 2 段 階 整 備
89 式 5.56 m m 小 銃	以下の普通分解範囲内で行い得る点検、手入れ、給油 1 銃身部 (1) 被筒 (左・右) (2) 規整子 (3) シリンダ及びピストン 2 銃尾機関部 (1) 複座ばね軸部及び複座ばね (2) 槓桿 (3) スライド (4) 撃針止め・撃針及び撃針ばね (5) カムピン及び遊底部 3 引金室部 (1) 制限点射機構部 (2) 切換えレバー (左・右) (3) 止めばね (4) 引金室体部 ア スライド止め部 イ 軸 ウ 撃鉄及び撃鉄ばね エ ブッシュ	下記部品の交換作業及び所要の調整 規整子 ロックナット ピストンリング 被筒部 (左・右) ダストカバー ダストカバーばね 抽筒子 抽筒子ばね 抽筒子ピン 蹴子及び蹴子ばね ばねピン蹴子用 カムピン 撃針及び撃針止めピン 槓桿 複座ばね軸及び複座ばね 切換えレバー (左・右) 止めばね 引金室止め軸 止めばね 弾倉止め 弾倉止めボタン 弾倉止めばね ヒンジピン 握把止めねじ及び座金 引金機構部 撃鉄ばね 制限点射機構部 固定銃床部
銃 剣	分解することなく行う点検、手入れ、給油	

段階区分 品名	第 1 段 階 整 備	第 2 段 階 整 備
5 . 5 6 m m 機 関 銃 M I N I M I	以下の普通分解範囲内で行い得る点検、 手入れ、給油 1 尾筒本体部 2 複座ばね及び複座ばね軸 3 遊底部・揺底部及びピストン部 4 銃床部 5 引金部 6 上部被筒及び下部被筒 7 銃身部 (1) 規整子 (2) 規整子レバー 8 ガス筒 9 二脚部	下記部品の交換作業及び所要 の調整 握り ワッシャ ナット 規整子 規整子レバー 揚げ手 スプリング スプリングピン 撃針及び撃針ばね 撃針止めピン (外・内) ピストン部 複座ばね軸及び複座ばね 上部被筒及び下部被筒 被筒止めピン及び止め環 遊底覆い 装弾子及び装弾子ばね スナップリング 弾薬表示器 弾薬表示器ばね 弾薬押え 前部弾薬押え 後部弾薬押え 弾薬押え用ばね及びピン 送弾レバー ばね送弾レバー止め用 クリップ送弾レバー止め用 槓桿カバー 槓桿カバー用ばね及び軸 遊底覆い掛け金 ばね掛け金用 プラグ 送弾板 遊底覆い軸 ばね遊底覆い軸用 止め環 ガス筒

		止めばねガス筒用 銃身止め ばね銃身止め用 ピン銃身止め用 蹴子及び蹴子軸 蹴子ばね 蹴出口カバー 蹴出口カバー軸及びばね 槓桿本体 プランジャばね プランジャ 止めピンプランジャ用 止めピン槓桿用 上部尾底止め軸 クリップ尾底止め軸用 下部尾底止め軸 保持金 弾倉口カバー 弾倉口カバーばね及び軸 スナップリング止め環 逆鉤及び逆鉤軸 安全子及び安全子ばね 逆鉤ばね及び逆鉤軸 引金及び引金軸 握把及び握把止めねじ 底板 底板止め環 底板止め軸 ピン用心金用 引金枠 銃床部 肩当て 二脚部 割りピン
--	--	--

段階区分 品名	第 1 段 階 整 備	第 2 段 階 整 備
9 m m 拳 銃	弾倉、尾筒部及びスライド部の普通分解の範囲内で行い得る点検、手入れ、締付、給油	下記部品の交換作業及び所要の調整 止めねじ 座 金 側 板 (左右) 紐 環 弾倉止め (及びピン) 撃鉄ばね (及び止めピン) スライド止め (及びばね) 撃鉄解放レバー (ばね及び軸) 復座ばね (及び軸) 遊底ピン 撃針 (及びばね) 撃針固定子 (及びばね) 抽筒子 弾倉

別表第2（第17関係）

武器等の校内検査一覧表

検査官	対象	時期	内容
訓練部長又はその 指名する職員	学校全般	必要の都度	1 武器庫等の管理状況 2 書類の整理状況
武器係長	武器庫等		1 武器等の機能 2 使用の状況 3 整備の状況

別表第3（第19条関係）

武器等履歴記録一覧表

履歴記録名称	適用範囲	保管	履歴記録責任区分	
			射撃歴	整備歴
略式履歴簿 砲（銃）射撃 記録	弾丸発射の機能を有する完全火器のうち小火器	訓練課 武器供用官	物品供用官の 指示する職員 及び担当教官	訓練課 武器供用官
		大隊供用官		大隊供用官
		担当教官		担当教官

別紙様式第 1 (第 4 条関係)

訓練課武器庫・大隊武器庫・武器保管庫鍵授受簿					
				元号	年
鍵番号					
月 日	授受時間	申し送り者 (氏階級等)	申し受け者 (氏階級等)	備 考	

適用 保存期間 1 年

別紙様式第 3 (第 10 条関係)

武器等保管現況表				
平成 年 月 日				
区分 月 日	保有数	事故		現数
		内 容	数 量	
備 考				

- 摘要 1 「保有数」は、供用（2 日以上にわたる貸出受けを含む。）されている全数を記入する。
- 2 「現数」は、常時在庫数量と一致させるものとする。
- 3 「事故」とは、使用、整備等のため出庫されているものをいう。
- 4 本表は、黒板式とする。

別紙様式第4 (第8条関係)

係長印										
武器等貸出請求票										
物品供用官 印										
使用責任者	所 属	TEL()		使用日時	自	年	月	日	時	
職 氏 名 印	職 氏 名	印			至	年	月	日	時	
使用目的				使用場所						
品 名	数量	摘 要		貸 出	日 時	月 日		時		
					受領者					
					交付者					
				返 納	日 時	月 日		時		
					返納者					
					受領者					
備 考	1 本票は、使用日前日の午前中までに武器係長に提出すること。					学年		訓練班		
	2 本票の保存期間は、用済後6か月とする。					受付番号				

別紙様式第5 (第16条関係)

作業要求書

				物品区分	あて先							
作業内容				部隊名		印		作業命令		武器係長印		
番号				番号				作業命令	作業完了			
年月日		主品目番号又は物品番号		年月日								
品名		型式	単位	数量		整備係等		実施区分				
								段階	内外注			
器材番号		累計使用実績						2・3	内・外			
		走行km	時間	発射弾数								
		故障状況等										
要求内容等	No.	作業内容等		工数	検査官等							
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
	計											
作業管理	受付	作業着手	完成検査		完成		上位後送	修理不能				
					処置状況							
使用部品及び改修部品												
No.	物品番号	品名	単位	使用			回収					
				数量	金額	受領印	数量	受領印				
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
記事							完成品受領		作業日数			
							年月日		在場日数			
							印		使用部品費			

(裏)

	完了年月日	作業要求番号	段階区分	主修理内容	工数	主使用部品名(物品番号)	数量	金額	修理		
									部隊名	実施者氏階級	
修理記録 (支援整備)	. .										
	. .										
	. .										
	. .										
	. .										
	. .										
	. .										
改造記録	改造指令					改造実施					
	指令番号	指令年月日	緊急順位	整備段階	改造の概要	完了年月日	工数	金額	部隊名	実施者氏階級	摘要
	. .										
	. .										
	. .										
	. .										
移管記録	保有期間		部隊名及び番号		付属品						
					品名	数量	摘要	品名	数量	摘要	
	. .	~ . .									
	. .	~ . .									
. .	~ . .										